

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成27年8月20日（木）12:01～12:08

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授

昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

前島 明成 農林水産省農村振興局農村計画課長

室賀 豊史 農林水産省農村振興局農村計画課長補佐

渡邊 大伸 農林水産省農村振興局農村計画課係長

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 荒廃農地再生を行う企業活動の特例

3 閉会

○藤原次長 時間を変更しまして、本当に申しわけございませんでした。

山梨県の北杜市からの提案につきまして、きょうは農水省の担当の方においでいただいています。ちょっと時間が押しておりますが、簡潔にお願いできればと思います。

八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 私のほうからも、きょうは本当に時間が遅くなって済みません。

早速、御説明をお願いいたします。

○前島課長 農水省農村計画課長の前島と申します。本日はよろしくお願いいたします。

北杜市からの提案、企業による活力ある農業おこし特区ということで、荒廃農地を解消

する活動を行う企業の宿泊施設やサテライトファームオフィスを整備する場合については、特例を設け整備を可能とするという御提案でございます。

提案に対する私どもからの回答でございますけれども、お手元にありますように、御提案の荒廃農地を解消する活動を行う企業の宿泊施設やサテライトファームオフィスについては、これらの施設の設置が周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないなどの要件を満たし、宿泊者等の施設利用者が農業生産活動に従事することで地域の農業の振興につながる場合には、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の規定に基づき市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置づけることにより、農用地区域から除外することが可能である。

また、27号計画により除外された農地は、第1種農地であっても、当該計画に従って転用される場合については許可が可能であるということでございます。今回お持ちした横長の資料がございます。文字ばかりで恐縮なのですけれども、私たちが現場で、いわゆる27号計画と言われているものなのですけれども、これを使うことで、北杜市さんの御提案については、スムーズに必要な施設の整備などができるかと考えております。

私たちのほうで調べました限りにおきましては、この27号計画は全国的には広く使われている仕組みなのですけれども、北杜市さんは今まで使った実績がないということで、もしかしたら北杜市さんのほうでやり方がわからないということがあるのかもしれないと推察しておるところです。

もし差し支えないようでしたら、私たちはよくやることなのですけれども、必要なアドバイスなり、こんな形でやったらつくれますという形でお手伝いすることもできるかと考えております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。本間先生。

○本間委員 そのあたりで確認が必要だと思うのですが、転用が可能ということで、農業委員会等の判断が可能であることと、これは北杜市から直接我々も話を聞いていないのでわからないのですけれども、27号計画で転用が可能であっても、何らかの支障があるのかどうかということですね。

実際に転用許可がおりなかったのかどうか、それは農水省さんに聞く話ではないので、ここでは何とも議論がしにくいところではあるのですけれども、例えば、これまでにそういう申請があって27号計画を使おうと思っていて、しかし、転用許可がおりなかったという事例は御存じありますか。

○前島課長 これは北杜市さんの、えがおつなげてという曾根原さんのところだと思います。曾根原さんの取り組み自体は、私も本を読んだことがありますし、お話もさせていただいたことがあるのですけれども、全国的にもすごく注目を集めた、ある意味でトップランナーの方です。

ですから、今回の提案内容と同じようなことをやろうとしているところがあるのか、ま

た、やろうとしたときにできなかったという例があるのかとなると、特にできなかった例は、私たちからこれだというのは難しいです。

ただ、こういった農業関係で宿泊施設をつくる時、それをこの27号計画を使って宿泊施設をつくったという実績ということであれば、それは挙げることは可能です。

○八田座長 そうすると、お役所のほうは27号計画を使えばできると言っておられるということでもまずは投げて、向こうがそれでできないという理由なりをね。

○本間委員 もしかしたら、そこは知っているけれども、何か障害があってということかもしれません。

○八田座長 そこを調べてみる必要はありますね。

○藤原次長 今、課長からもお話がありましたが、まずは御回答を投げて、それで論点をまた絞って、場合によっては、曾根原さんのところのNPOは、御承知のとおり、日経の賞をトップでとるとか、大変象徴的な方ですので、例えば、いろいろな議論をこの3者協議でワーキング・グループの方にも聞いていただいた上で意見交換をしていただくといったこともよろしいですか。

○前島課長 もちろんです。

○藤原次長 例えば、そういう前向きな御議論をしていただくような方向も含めて、また検討させていただくということでもよろしいでしょうか。

○八田座長 すばらしいと思います。どうもありがとうございました。

○前島課長 ぜひよろしくお願いたします。

○八代委員 これはまた従業員の宿泊施設の話とは違う話ですね。そんなものを前に特区提案で聞いたことがあるけれども。

○藤原次長 旅館業法みたいな話ですか。

○八代委員 いや、農地に、そこで働く従業員の宿泊施設をつくりたいという提案が前にあったと思うのです。

○八田座長 それから、保育施設ですね。そんなものがありましたね。

○藤原次長 保育施設というのはどこかにありましたね。

○八代委員 だから、農業に関係するなら構わないということですね。

○前島課長 はい。そういう意味では、絵の描きようというところがあります。

○藤原次長 保育施設みたいな話だと、皆さんのあれではなくなるのですか。やはり一応は関係するのですか。

○前島課長 要は、保育施設を農地につくるという話になると、私たちのほうです。ですから、そこもまた絵の描きようというか、中身がどんなものなのか。

○藤原次長 その辺も含めて、これを投げて論点をまた絞ってですね。

○八田座長 農業で働く女の人たちに保育施設があると働きやすいという話だったですね。

○前島課長 そういう話であれば、それはそれで当然必要な施設ですので。

○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。